

産業廃棄物の中間処理施設

この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の大阪府知事の許可を受けています。

産業廃棄物の種類	木くず・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず ガラスくず・がれき類・紙くず・繊維くず 以上8種類		
管理責任者		連絡先電話番号	
中間処理施設所在地	柏原市	保管高さ	m
		保管上限	m ³
事業者		許可年月日	
許可番号		許可の有効期限満了日	
事業者住所	大阪市浪速区		